

被扶養者申告書の添付書類一覧表（取消時）

【取消に係る主な添付書類】

添付書類		取消日を確認する書類	(国民年金第3号被保険者) 国民年金第3号被保険者関係届 ※1 ※2
取消要件			
1	死亡	死亡日を確認できる書類 例) 埋葬(火葬)許可証の写し、死亡診断書の写し等	○ (被扶養配偶者のみ)
2	離婚	離婚日を確認できる書類 例) 戸籍(全部事項証明)、受理証明書等	○ (被扶養配偶者のみ)
3	健康保険等の加入	医療保険制度の資格取得日を確認できる書類 例) 新たに交付された資格情報通知書の写し等	
4	就職	就職日を確認できる書類 例) 雇用契約書の写し等	
5	所得の増加	扶養限度額未満から扶養限度額以上となったことを確認できる書類 例) 給与収入：扶養限度額未満である3か月分及び扶養限度額以上である3か月分の給与明細書の写し等 不動産収入、事業収入：扶養限度額未満であった年及び扶養限度額以上である年の確定申告時の書類一式の写し等	
6	年金の受給権発生に伴う所得の増加	扶養限度額未満から扶養限度額以上となったことを確認できる書類 例) 初めて年金受給権が発生する場合：年金証書の写し 65歳に到達した場合：65歳到達前の直近の改定通知書の写し及び65歳到達後の年金証書の写し	○ (被扶養配偶者のみ)
7	年金の年齢到達に伴う所得の増加	扶養限度額未満から扶養限度額以上となったことを確認できる書類 例) 年齢到達前の直近の改定通知書の写し及び年齢到達後の改定通知書の写し	
8	年金の自動改定等に伴う所得の増加	扶養限度額未満から扶養限度額以上となったことを確認できる書類 例) 自動改定等前の直近の改定通知書の写し及び自動改定等後の改定通知書の写し	
9	雇用保険給付の受給開始	雇用保険給付の金額及び支給対象日を確認できる書類 例) 雇用保険受給資格者証の写し等	
10	別居	組合員と別居となった日を確認できる書類 例) 住民票(世帯全員分)等	○ (被扶養配偶者のみ)
11	養子縁組の解消(離縁)	養子縁組の解消日を確認できる書類 例) 戸籍(全部事項証明)等	
12	事業の開始	事業を開始した日を確認できる書類 例) 開業届の写し等	
13	子等の婚姻	子等の婚姻日を確認できる書類 例) 戸籍(全部事項証明)等	
14	扶養手当の付替	相手方の扶養手当の支給開始日(又は要件発生日)を確認できる書類 例) 相手方の給与事務担当者の証明印を押印した申立書等	○ (被扶養配偶者のみ)
15	親権の喪失	親権の喪失日を確認できる書類 例) 戸籍(全部事項証明)、受理証明書等	
16	国内居住要件を欠く	国内居住要件を欠くに至った年月日を確認できる書類 例) 外国への転出日を確認できる除票の住民票等	
17	その他申出による場合	被扶養者の要件を欠くに至った年月日を確認できる書類 例) 申立書及びその申立内容を確認できる書類	

※1 国民年金第3号被保険者関係届については、「○」となっている場合であっても、次のア～ウのいずれかに該当する場合には提出は不要です。

- ア 非該当時において、被扶養者であった者が20歳未満又は60歳以上であるとき
- イ 非該当時において、被扶養者であった者が厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者)となったとき
- ウ 非該当時において、組合員が65歳以上、かつ、老齢基礎年金の受給権を有しているとき

※2 組合員が短期組合員である場合は、所属所から管轄の年金事務所・年金事務センターへ届出を行って下さい。

◎ 国民年金第3号被保険者関係届の添付書類については、[国民年金第3号被保険者関係届の経由事務]を参照してください。

◎ 個人番号を利用した情報連携により所得証明書及び年金の額を確認する書類の添付を省略できる場合があります。

状況に応じて一覧表以外の書類の提出を求める場合があります。